

## 議第54号

京都市森林文化交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市森林文化交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市森林文化交流センター条例の一部を改正する条例  
京都市森林文化交流センター条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

2,500	3,400	4,300
2,000	2,600	3,400
500		

を

2,610	3,560	4,500
2,090	2,720	3,560
520		

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- この条例による改正後の京都市森林文化交流センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するた

めに必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。